

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

- 北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項の規則で定める場合を定める規則の一部を改正する規則……………（総合政策部総務課） 1

規 則

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項の規則で定める場合を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第37号

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項の規則で定める場合を定める規則の一部を改正する規則

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項の規則で定める場合を定める規則（平成18年北海道規則第19号）の一部を次のように改正する。

本則に次の2号を加える。

- (5) 申請者が、東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成23年法律第64号）第2条第3項に規定する震災特例旅券の発給の申請をする場合
- (6) 申請者が、前号の申請と同時に、旅券法（昭和26年法律第267号）第17条第1項又は第2項の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出をする場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。